



## —近年の身寄り問題の動向について—

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

常任理事 隈本 武

### 1. はじめに

近年、自分には頼れる親族もいない又はいても頼れないという高齢者等が増加している。このような背景を受け、身元保証や死後事務、日常生活支援等で困っている高齢者等に対し、対価を支払うことでそのようなサービスを提供してくれる「高齢者等終身サポート事業者（以下「事業者」という。）というものが存在する。しかし、事業者が経営破綻する事件が起き、更には、特に資産のある高齢者等が、事業者による消費者被害のターゲットとなっているという問題も発生している。現状としては、このような事業者全体の実態等は明らかではなく、また、事業者を監督する省庁や複数の事業者が加盟する団体も存在しないため、利用者からの苦情相談についてもほとんど把握されておらず、対策が十分に講じられているとは言えない状況がある。

### 2. 今までの動向

平成28年3月、利用者の預託金の一部を流用していた問題で、公益財団法人日本ライフ協会が内閣府から公益認定を取り消されるとともに、事実上破綻し利用者とのトラブルが発生した（当法人から「日本ライフ協会の事業の破綻に関する意見書」（平成28年4月8日）を发出している。）。また、各地において少なからず消費者被害（京都地方裁判所令和2年6月26日判決、名古屋高等裁判所令和4年3月25日判決）も起きており、それらを受けて、内閣府から問題提起が行われた（「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（平成29年1月31日消費者委員会）、事業名は当時の呼称であり以下同様）。

そのような中、令和5年5月24日に開催された衆議院予算委員会において、身寄りのない高齢者への対応に関する質疑があり、それに対し内閣総理大臣が答弁したことにより、事業者の実態把握や課題整理の取り組みが一気に動き始めた。まず、事業者をめぐる全体像を明らかにするため、総務省が、身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査を実施し、令和5年8月7日にその結果を公表した。また、令和5年9月からは、内閣総理大臣を議長として構成された「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」が開催され、意見のとりまとめにおいては、事業者を所管する省庁等が存在せず、消費者問題も懸念される状況となっているとの課題が指摘された。

その動きに合わせるかのように、全国で初めて、静岡市では、令和6年から事業者の質の保証に行政が関与する制度（「静岡市終活支援優良事業者認証事業」（令和6年1月25日））を開始している。これは、入院時の身元保証代行や死後手続などのサービスを担う事業者について、サービス内容や契約時の対応、財務指標等について審査した上で認証する制度である。

また、厚生労働省においては、第二期成年後見制度利用促進基本計画に沿って、持続可能な権利擁護支援モデル事業テーマ②「簡易な金銭管理等を通じ地域生活における意思決定を支援する

取組」(日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組)を実施していたが、令和6年度事業計画からテーマ②の名称の冒頭に「身寄りのない人等に対する」との付記がされている。

以上のように、身寄り問題に関しては、令和5年5月の衆議院予算委員会を契機に、明らかに潮目が変わってきたと言える。なお、このような動きに対して、当法人からは、事業者の届出制度や認証制度を推進することを唯一の方向性とするのではなく、地域共生社会の実現という目的に向け、様々な支援・活動のネットワークと連動しながら地域における包括的・重層的・多層的な支援体制を形作る取り組みの一つとして進めていくべきであるとの意見書(「身元保証等高齢者サポート事業者の課題への対応について(意見)」(令和6年1月23日))を公表しているのので、参照していただければと思う(当法人HP掲載)。

### 3. 現在の動向

令和6年4月、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚により構成された「孤独・孤立対策推進本部」では、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」におけるとりまとめを踏まえ、関係省庁横断で整理したガイドライン作成の検討が進められた。それを受け、令和6年4月19日に、政府から事業者が取り組むことが重要と考えられる事項等を取りまとめた「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(案)」が公表され、意見公募(パブコメ)が行われた。当法人でも令和6年5月17日付で「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(案)に関する当法人の意見」を厚生労働省に提出した(当法人HP掲載)。

意見公募を経た上で、令和6年6月11日に開催された第2回孤独・孤立対策推進本部において「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が公表された(提出意見を踏まえた案の修正有)。なお、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の参考頁での「今後の課題」には、今後の確実な履行確保等の観点から、優良な事業者を認定する仕組みの創設等にも言及している。

### 4. おわりに

本来であれば、身寄りのない人であっても、事業者を使わずとも、本人が住む地域において安心して暮らすことができるような仕組みづくりを構築していくべきである。しかし、現に事業者が存在し各種サービスが提供されている実態があり、更に国からガイドラインが公表された以上、この流れに目を背けることなく向き合っていく必要がある。

今後、厚生労働省、消費者庁、法務省、総務省だけでなく、内閣官房において、この事業をめぐる施策が策定・実行されていくことが予想されるが、司法書士としては、今後の国の動向を注視し、意見を出すべき時機にはしっかりと意見を出しながら、よりよい施策が実現できるよう尽力していく必要があるだろう。